

新潟市中央卸売市場売買参加承認等取扱要綱

(趣旨)

第1条 売買参加の承認等については、新潟市中央卸売市場業務条例（令和2年条例第5号。以下「条例」という。）第33条から第36条及び同条例施行規則（令和2年規則第36号。以下「規則」という。）第24条から第28条に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(資格認定の基準)

第2条 売買参加の資格は、条例第34条第4項の各号のいずれかに該当しないことを条件とし、同条第4項第2号に規定する知識及び経験並びに資力信用を有する者の認定は次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 申請日現在、満20歳以上の者であること。
- (2) 市場の取扱品目の部類に属する物品について、その取引業務に3年以上従事し、かつ当該物品取引の評価の経験を有すること。申請者が法人である場合は、当該法人のため常時売買に参加する者が、前記の資格を具備していること。
- (3) 取扱品目の部類ごとに、本市場での申請時前月以前1年間の取引額が、青果部にあつては500万円以上、水産物部にあつては1,000万円以上、花き部にあつては300万円以上あること。
- (4) 取引業務について市場の関係業者に対し、著しく遅延した支払負債のないこと。
- (5) 卸売業者との間で、売買取引に関する契約を締結できる信用があること。または、代払業務を行なっている組合等の保証契約を締結できる信用があること。
- (6) 前各号の基準(第5号を除く。)に満たない場合であっても、市長が知識及び経験並びに資力信用を有する者、又は個人の売買参加者が相続等により事業を継承する者であると認めるときは、この限りではない。

(申請手続)

第3条 売買参加の承認を受けようとする者は、規則第24条第1項に規定する承認申請書（様式第8号）によるものとする。

2 前項に掲げる承認申請書の添付書類については、規則第24条第2項で定めるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 規則第24条第2項で定める添付書類の内容を明らかにできるもの。ただし、個人の売買参加者が相続等により事業を継承する場合を除く。
- (2) 前条第1号から第4号の基準を満たすことを明らかにできるもの。ただし、規則第24条第2項で定める添付書類で明らかにできるものを除く。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、新たに業務を開始する部類において、業務開始と同時に売買に参加しようとし、かつ当該市場に入場した地方卸売市場において買受人であった者、及び業務開始と同時に売買に参加しようとし、かつ当該市場の卸売業者から、当該市場に入場した地方卸売市場において常時売買に参加していたとの推薦があった者については、第2条各号(第5号を除く)の基準を満たしていない者であっても、売買参加者として承認するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。